

～地域生活支援拠点等の整備について～

◇地域生活支援拠点とは？

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するもの。

医療的ケアや行動障がいがあっても、高齢障がい者でも、障がい者の単身世帯でも、みよし市で暮らし続けられるように、関係機関で協力してサポートする。

◇一般的に求められている5つの機能（例）

①相談

ワンストップ・初期対応の相談窓口、緊急時への備え（要支援者の把握・事前登録）、早朝・夜間・休日対応

②緊急時の受け入れ・対応

事前登録制・スムーズな受け入れ、短期入所の活用、受け入れ後の次の支援への移行、医療との連携、行政の事務局設置による緊急時対応の整備

③体験の機会・場

今後の生活を考えるきっかけ、既存のグループホームの活用、日常生活（調理・洗濯・入浴など）の体験

④専門的人材の確保・養成

相談機能の充実のための研修強化、専門的ケア（医療的ケア・強度行動障がい）への対応のための研修充実、当事者による支援（ピアサポート）の活用

⑤地域の体制づくり

障がい者自立支援協議会の活用、ネットワーク形成、地元で立地する大学との連携強化

5つの機能を1か所に集約している状態を『多機能拠点整備型』と言い、分割し地域単位で満たしている状態を『面的整備型』と言う。みよし市は面的整備型。



◇みよし市の現状と今後の展開

①相談

障がい者相談支援事業を7か所に委託（うち基幹的3か所）。市役所内にふくしの窓口、ふれあい交流館内にくらし・はたらく相談センターを設置。個別支援や会議から地域の課題を抽出し、障がい者自立支援協議会に提言している。

②緊急時の受け入れ・対応

緊急時の定義を定め、計画相談のプラン作成時に緊急時の体制について確認している。障がい者自立支援協議会暮らしの場検討チームで緊急時対応の流れやプランを作成中。また、居住支援について話し合う場の設置に向けた取組を行っている。

③体験の機会・場

法人や事業所独自でレスパイトサービスを実施しているところがある。宿泊を伴う体験（グループホーム・独り暮らし）に関するニーズ調査を行い、現在取り組んでいる自治体にヒアリング調査を行う。

④専門的人材の確保・養成

障がい者自立支援協議会人材育成検討チームで階層別研修やソーシャルワークに関する研修を実施。障がい者相談支援事業業務にあたる職員の勉強会（三好塾・事例検討会）を月1回定期開催。障がい者自立支援協議会医療的ケアさぽーと部会による保育・教育現場への伝達研修。

⑤地域の体制づくり

障がい者自立支援協議会。つながりシートの活用（保育園・幼稚園⇄学校）。認知症初期集中支援チーム・地域包括ケア推進会議への参加。

◇地域診断表の活用

- 地域の実情に応じた評価指標として『みよし市版地域診断表』を作成。
- 障がい者自立支援協議会運営会議で現状のみよし市の地域生活支援拠点のレベルを定め、レベルを上げるための取り組みを検討する。
- 障がい者自立支援協議会全体会構成員に年1回各々の立場で地域生活支援拠点のレベルを評価してもらい、多面的な地域の実情を把握する。
- 様式は、地域の実情や目的に合わせて3年ごとに見直す。

みよし市版地域診断表は、**地域生活支援拠点整備を進める上での指針であり、コミュニケーションツール**として活用していく。